# 建築物石綿含有建材調査者講習 開催のご案内

中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター は、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を開催いたします。お申込み頂く際に、以下の内容をご確認のうえお申込みください。

### 建築物石綿含有建材調査者講習とは

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センターでは一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催いたします。

■ 一般建築物石綿含有建材調査者講習(学科2日+修了考査試験1日) 開催要項 ■ \*一部の日程でリモート会場を併用する場合があります。

### 東京開催

開催地 東京都港区芝(最寄駅 JR田町駅)

\*詳細は申込受付後お送りする案内にてお知らせします

開催日	日程	学科	修了考查試験
	第1回	令和3年11月13日(土)~14日(日)	令和3年12月 5日(日)
	第2回	令和3年11月27日(土)~28日(日)	令和3年12月12日(日)
	第3回	令和4年 2月 5日(土)~ 6日(日)	令和4年 2月27日(日)
	第4回	令和4年 2月 11日(金)~ 12日(土) ※細	令和4年 2月27日(日)
	第5回	令和4年 3月26日(土)~27日(日)	令和4年 4月10日(日)

### 長野開催

開催地

松本安全衛生センター(長野県松本市神林 7107-55)

\*会場の都合により、開催日時点で緊急事態宣言の発出対象地域(発出されている場合)に居住されている方の受講はご遠慮いただきますのでご了承ください。

開催	日程 		学 科	修了考查試験
	第6回	令和4年	1月12日(水)~13日(木	:) 令和4年 1月27日(木)
	第7回	令和4年	3月 2日(水)~ 3日(木	·) 令和4年 3月 14日(月)

### 1. 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務 の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしていないと受講できません。

- 1. 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- 2. 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 3. 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修

めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4. において同じ)、建築に関して 三年以上の実務の経験を有する者

- 4. 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(3. に該当する者を除く)
- 5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
- 6. 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- 7. 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
- 8. 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第 十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(平成 18 年 3 月 31 日以前の修 了者)で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
- 9. 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 10.環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 11. 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- 12. 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者

### 2. 受講料(テキスト代、消費税含む)

55,000円

### 3. 受講科目と講義の時間

	講習科目等	講義時間
1 🗆 🖂	科目1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1.5 時間
1日目 (9:00~18:00)	科目2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
(9.00~18.00)	科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4.25 時間
2日目	科目4.現場調査の実際と留意点	4時間
(9:00~15:30)	科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
試験日(別日) (13:00~15:00)	修了考査	1.5時間

- \*時間は都合により変更する場合があります。休憩時間等は講義時間とは別に設けます。
- \*修了考査の方法は筆記によるものですので筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム) が必要です。
- \*受講資格区分「1. (石綿作業主任者技能講習の修了者)」でお申込みの方も講習の科目の免除を行わずに、全ての科目をご受講いただき全ての科目の修了考査を受験していただきます。
- \*感染症拡大の影響等により一部の科目で講師が会場外からリモートで講義を行う場合があります。

### 4. 受講申込方法

郵送による申込でのみ受付いたします。

受講の申込は、この案内にある申込書、あるいは中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター のホームページよりダウンロードできる申込書へ記入し、次に記載の必要書類と併せ郵送ください。

### 受講資格に係る事業者証明および必要書類

	<del>ず未</del> 行 皿 切りより 化安音を	
受講資格 区分	実務経験の 事業者証明	添付書類等
1.	不要	石綿作業主任者技能講習修了証の写し(表裏両面) ※受講当日に原本を持参してください。
2.		卒業証明書(原本)
3.		※平成 21 年以降に当該学校へ入学した方は履修科目証明
4.	建築業務従事歴証明	書(原本)もしくは成績証明書(原本)も添付してください
5.		※卒業証書ではありません ※コピー不可 
6.		不要
7.	石綿含有建材の調査業務 従事歴証明	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士登録証 (表裏両面)、又は登録講習修了証の写し ※受講当日に原本を持参してください。
8.	石綿含有建材の調査業務 従事歴証明	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(表裏両面) ※受講当日に原本を持参してください。
9.		建築行政部署の辞令の写し
10.	(右記の書類が添付でき	石綿飛散防止にかかる担当部署の辞令の写し
11.	ない場合は、該当業務の 従事歴証明)	産業安全・労働衛生専門官の証票の写し 又は辞令の写し
12.		労働基準監督官の辞令の写し等

- \*卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合、あるいは平成 21 年以降に当該学校に入学した方は「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)を添付してください。
- \*卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めたもの」の判断が 困難な場合も「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)の提出を求めることがあ ります
- \*提出いただいた卒業証明書、履修証明書、成績証明書の原本は返却いたしません。提出いただいた書類は当協会が責任をもって保管し、本研修に係る事務業務にのみ使用します。
- \*資格証等については、受講初日に原本を確認させていただく場合がありますので、必ずご持参ください。なお、公的機関において原本証明を受けた写しを提出いただく場合は、原本は不要です。
- \*卒業証明書・修了証等の証明書類と現在の氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる公的書類(戸籍抄本等)を添付してください(返却いたしません)。※個人番号(マイナンバー)が記載されていないものにしてください。
- \*顔写真、および本人確認書類の提出が必要ですので、申込書2枚目をご確認の上貼付してください。顔写真は6か月以内の撮影で、上3分身、正面脱帽のものをご用意ください。なお顔写真は申込書の他、申込受付完了後にセンターよりお送りする受講票へも貼付して当日ご提示頂きますので、お手元にも1枚ご用意ください。本人確認書類は法令などに基づき公的機関、団体が発行したもので、氏名、生年月日の記載があり、かつ鮮明な顔写真付きで有効期限内の証明書の写しを貼付してください。

<送付先> (開催会場ではありません) 〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6 東京安全衛生教育センター 受付担当 宛

### 5. 申込書の審査・受講の決定

受講申込の受付は先着順とし、ご希望の日程が満席の場合は、第2希望以降へ繰り下げて受付します。 受講資格の有無について申込書類の審査を行います。審査において書類の不足・不備などなく審査を 通過された方には、指定のFAX番号へ「申込受付完了のご連絡」をお送りします。受付の結果はこちら でご確認ください。FAXが届かない場合は申込書が未着の可能性がありますのでお電話でお問い合 わせください。

なお、FAX番号が未記入、あるいは送信エラーになる場合は郵送でお送りします。

- ※FAX番号の記載間違いの無いよう、申込書を送付する前に再度ご確認ください。
- ※提出書類が揃うまで、ならびに書類に不備が無いことの確認ができるまでは「仮申込」となります。
- ※受講資格の審査に 1~2か月かかることがある為、受付した受講日程に間に合わない場合は、センターよりご連絡の上、他の日程に変更していただく場合があります。

### 受講料の支払方法

受講料は前納となっております。受付完了時にFAXでお送りする案内に従って期限内にお振込みください。

振込手数料はご負担願います。

銀行振り込みの場合は、銀行振込票をもって領収書に代えさせていただきます。

※指定の期日までに受講料のお振込みの確認ができなかった場合は受講できません。 必ずお送りする案内に従って振込明細の写しをセンターまでFAXあるいは郵送でお送りください。

### ご注意ください

- \*記入事項等に虚偽が判明した場合は、講習修了後でも無効とし、本件講習に係る再受講は認めません。
- \*受講資格により受講不可となった場合申込取消しとなり、この場合は受講料を返却します(規定により一律返金手数料 440 円を受講料から差し引かせていただきますのでご了承ください)。

### 関係書類の送付

受講料のお振込みの確認ができた方には、ご指定の宛先へ 受講票、受講案内 等の書類を開講2週間前までに郵送いたします。

書類を受け取りましたら「受講日時」、「受講会場」、「修了考査の日時及び場所」等をご確認いただき、受講票の指定場所に顔写真を貼付ください。

### 受講の取消し

申込みの取消しをする場合は、直ちに電話(042-491-6920)でご連絡ください。 手続きについてご案内します。その後、FAX(042-492-5478)で取消しの旨記入した文面をお送りください。 様式は問いません。

※受講取消し手続きはお電話だけでは完了しません。FAXの受領をもって受付完了となります。トラブル防止のため、ご面倒でもお電話と FAX の両方でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

FAXを利用できない方は、電話連絡の際にご相談ください。

受講取消しの場合は、以下の取消料金を申し受けます。

- ・開講日から起算して7日前から開講日前日まで・・・・・・ 受講料の 30%
- ・開講日当日以降・・・・・・・・・・・・・・・・・ 受講料の100%

\*返金等にともなう返金手数料(一律440円 消費税含む)を別途ご負担いただきます。

### 6. 講習・修了考査当日の注意点

- ①本講習および修了考査では遅刻は認めていません。必ず各科目の開始前までに着席するようお願いします。万一、開始時間を過ぎても着席されていない場合は欠席扱いとなり修了考査の受験ができません。
- ②健康チェックリストに該当する項目が1つでもある場合は受講および受験できません。該当項目がある場合は電話(042-491-6920)でご連絡ください。
- ③受講当日は、会場の受付けで受講票(顔写真を貼付してください)、健康チェックリスト等を提出し、本人確認および受付印を受けてください。
- ④会場は東京安全衛生教育センター(東京都清瀬市)ではありません。<u>講習期間中の宿舎並びに食事</u> は各自のご負担でご用意ください。
- ⑤駐車場は長野開催の会場のみご利用いただけます。東京開催の会場は駐車場のご用意はありませんので公共交通機関をご利用ください。
- ⑥大規模災害等不測の事態により、予定していた講習・修了考査の日程、時間及び会場等を急遽変更 する場合があります。交通費、宿泊費等(変更前の費用、変更後の費用ともに)の補償はいたしませ ん。ご了承の上お申し込みください。
- ⑦感染症予防対策の為、必ず不織布マスクを着用ください。
- ⑧講習日・試験日は毎回検温いたします。体温が37度以上ある場合は受講および受験できません。

### 7. 修了考查

- ①全講習科目を受講した方のみ修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。所持資格による修了考査科目の免除も行いませんので、全ての科目を受験していただきます。
- ②遅刻は認めていません。必ず開始前までに着席するようお願いします。
- ③修了考査の方法は筆記によるものですので、筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)が 必要です
- ④合否の基準

修了考査試験の得点が、満点の60%以上をもって合格となります。

⑤結果の通知

修了考査終了後、後日通知します。

⑥不合格となった方

不合格となった方(不正行為によって不合格となった者を除く。)には、「受講証明書」を交付します。「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。有効期限内に行われる修了考査再受験日程であれば再受験することができます(「8、修了考査再受験」を参照してください)。

- \*有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までです(4月1日から翌年3月31日までを一年度とする)。この案内に掲載している講習日程については、受講証明書の有効期限は令和6年3月31日までになります。
- ⑦修了考査の内容及び個別合否の結果についての問合せには一切応じられませんので予めご了承く ださい。

### 8. 修了考查再受験

修了考査再受験は、東京安全衛生教育センターの建築物石綿含有建材調査者講習受講証明書が発行された方に限り再受験できます。期限がありますので「7.修了考査 ⑥不合格となった方」を参照してください。

再受験は原則、東京開催については東京安全衛生教育センター(東京都清瀬市)で、長野開催については松本安全衛生センター(長野県松本市)、または松本市内会場で行います。

修了考査再受験日程および申込手続きについては、受講証明書発行の際にご案内いたします。

修了考査再受験料(消費税含む)

5,500円 / 回

### 9. 修了証明書の交付

- ①修了考査に合格した方には、中央労働災害防止協会会長から「建築物石綿含有建材調査者講習修 了証」(A4サイズ)が交付されます。
- ②修了考査に合格された方の情報について、官公庁に報告させていただく場合がございます。予めご 了承のうえ、お申込みください。

《お申込み・お問い合わせ先》(開催会場ではありません)

## 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター

〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1-4-6 TEL 042-491-6920 FAX 042-492-5478 http://www.jisha.or.jp/tshec/

# 建築物石綿含有建材調査者講習 受講申込書(1/2) 東京安全衛生教育センター

現住所					-								
中国			第1希望	会均	易翁	<del></del>	令和	年	月	日 ~	~	月	日
第3希望 会場 第 回 令和 年 月 日~ 月			第2希望	会	易穿	<b>第</b> 回	令和	年	月	日 ~	~	月	日
要請者 氏名   〒	•	11 / 7 / 41	第3希望	会	易 第	第 回	令和	年	月	日 ^	~	月	日
受講者 氏名   ア	ć,	りがな			1		_:	十 性 別	T				
理略先	Ž	2講者							生年月日	S·H	年	月	日生
連絡先			〒					-1	TEL				
連絡先	- B	引土//T   							FAX				
安付売で通知   送付先   FAX   TEL   番号、FAX   番号の誤記入を防止するため、十分確認のうえ記載してください   労災関処の適用事業場で   はい・いいえ   対象先   名称   下		<b>基絡先</b>	○印をつけ				<b>当者</b> (部課	名: <u> </u>	担当	者名:			(様)
	,			- をFAX 送信しますの	で正確(こ	ご記入ください ※	記入がない	- 場合は下記関係書類送	- 対先にご指定の列	で先へ郵送い	,たします -		
(1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		TEL:	番号、F	'AX 番号G	り誤	記入を防止	上する	ため、十分	・確認のう	え記	載して	くださ	(V)
受講票等の 関係書類 送付先 現住所・勤務先所在地  1. 石綿作業主任者技能講習を修了した者 2. 学校教育出よる大学短大を除入において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して2年以上の実務経験を有する者 3. 学校教育出よる短期大学において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務経験を有する者 4. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務有する者 4. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 5. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 6. 建築工関して11年以上の実務経験を有する者 7. 第一種又は第二種作業環境側定士として、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 8. 特別化学物質等作業主任者技能講習を平成18年3月以前に修了した者で、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 9. ~ 12. その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者など  文書 経験の の 1. 事	*	苗松生					次のペー	ージより番号を選択	えし記入してくだ	さい	労災保険	の適用事業	場ですか
受講票等の 関係書類 送付先 現住所・勤務先所在地  1. 石綿作業主任者技能講習を修了した者 2. 学校教育出よる大学短大を除入において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して2年以上の実務経験を有する者 3. 学校教育出よる短期大学において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務経験を有する者 4. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務有する者 4. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 5. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 6. 建築工関して11年以上の実務経験を有する者 7. 第一種又は第二種作業環境側定士として、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 8. 特別化学物質等作業主任者技能講習を平成18年3月以前に修了した者で、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 9. ~ 12. その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者など  文書 経験の の 1. 事	個合						業種				はい	,	いえ
受講票等の 関係書類 送付先 現住所・勤務先所在地  1. 石綿作業主任者技能講習を修了した者 2. 学校教育出よる大学短大を除入において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して2年以上の実務経験を有する者 3. 学校教育出よる短期大学において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務経験を有する者 4. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務有する者 4. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 5. 学校教育出よる高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 6. 建築工関して11年以上の実務経験を有する者 7. 第一種又は第二種作業環境側定士として、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 8. 特別化学物質等作業主任者技能講習を平成18年3月以前に修了した者で、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 9. ~ 12. その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者など  文書 経験の の 1. 事	芸の	. H 13							規模			O印	をつけてください
受講票等の 関係書類 送付先 現住所 ・ 勤務先所在地  1. 石綿作業主任者技能講習を修了した者 2. 学校教育法による大学短大を除入において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して2年以上の実務経験を有する者 3. 学校教育法による短期大学において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務経験を有する者 4. 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して4年以上の実務有する者 4. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築工関する正規の課程を修めて卒業した後、建築工関して7年以上の実務有する者 6. 建築工関して11年以上の実務経験を有する者 7. 第一種又は第二種作業環境測定士として、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 8. 特別化学物質等作業主任者技能講習を平成18年3月以前に修了した者で、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 9. ~ 12. その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者など  文書 経験 を	場合記入不		T			,		*					
現住所 ・ 勤務先所在地  1. 石綿作業主任者技能講習を修了した者 2. 学校教育おこよる大学短大を除くにおいて、建築ご関する正規の課程を修めて卒業した後、建築ご関して2年以上の実務議験を有する者 3. 学校教育法こよる短期大学において、建築ご関する正規の課程を修めて卒業した後、建築ご関して3年以上の実務議験を有する者 4. 学校教育法こよる高等学校又は中等教育学校において、建築ご関する正規の課程を修めて卒業した後、建築ご関して4年以上の実務議員 5. 学校教育法こよる高等学校又は中等教育学校において、建築ご関する正規の課程を修めて卒業した後、建築ご関して4年以上の実務 有する者 5. 学校教育法こよる高等学校又は中等教育学校において、建築ご関する正規の課程を修めて卒業した後、建築ご関して7年以上の実務 有する者 6. 建築ご関して11年以上の実務経験を有する者 7. 第一種又は第二種作業環境制定士として、石綿含有建材の調査ご5年以上の実務経験を有する者 8. 特別化学物質等作業主任者技能講習を平成18年3月以前ご修了した者で、石綿含有建材の調査ご5年以上の実務経験を有する者 9. ~ 12. その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務ご従事した経験を有する者など  安講資格にかかる実務経験の従事年数  年 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 所在地 社名・事業場名 代表者職名	,		所属部課名				TEL		FA	X			
2. 学校教育法による大学(短大を除く)において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者 3. 学校教育法による短期大学において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者 4. 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者 5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者 5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者 6. 建築に関して11年以上の実務経験を有する者 7. 第一種又は第二種作業環境制定士として、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 8. 特別化学物質等作業主任者技能講習を平成18年3月以前に修了した者で、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者 9. ~ 12. その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者など 受講資格にかかる実務経験の従事年数 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 所在地 令和年月日代表者職名	関	係書類	○印をつけてくた	<b>ごさい</b>	耳	見住所 ・	勤務	<b>先所在地</b>					
格 実 受講資格にかかる実務経験の従事年数 年 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 所 在 地		(F)											
格 実 受講資格にかかる実務経験の従事年数 年 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 所 在 地		文 講 資 該											
格		●でする受いまする受いまする受いまするのでは、	4. 学校教	育法による短期大									
格 実 受講資格にかかる実務経験の従事年数 年 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 所 在 地 社名・事業場名 代表者職名		は 関すを は でくだ	有する者	<b></b>			いて、建築に	こ関する正規の課程	星を修めて卒業に	した後、建	築に関して	7年以上の	)実務経験を
格 実 受講資格にかかる実務経験の従事年数 年 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 所 在 地		確認で					建材の調査	に5年以上の実務	経験を有する者				
格 実 受講資格にかかる実務経験の従事年数 年 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 所 在 地		ださ	8. 特别化	学物質等作業主任	者技能講	講習を平成18年3月	引以前に修	了した者で、石綿含	有建材の調査に	こ5年以上の	の実務経験	を有する	者
(受験 経			9. ~ 12	その他、建築	·環境·	労働行政の職員と	して一定の	職務に従事した経	験を有する者な	ど			
**     の 事       は 業 場 令和     年     月     日     代表者職名	格	マケ								<u></u>	年		
1. 事			上記のと	おり相違ないこ	とを記		-						
│		<sup>1</sup> . 事											
		ま場 証明	令和	年 月	日	代表者即	職名						E

記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、以 下の情報提供に使用することがあります。 ●当協会の主催する「各種セミナー・講習会」のご案内

- ●当協会のサービス向上のためのご意見の聴取(アンケート)

これらの情報提供等に利用することに同意していただけない場合には、右の□印にチェックマーク図をご記入ください。

# 建築物石綿含有建材調査者講習 受講申込書(2/2) 東京安全衛生教育センター

### 顔写真貼付欄

(6ヶ月以内の撮影に限る。 上3分身、正面脱帽。 写真裏面に氏名を 記載してください。)

> 縦 4.0cm 横 3.0cm

建築物石綿含有建材調査者講習 開催要項の内容を全て確認し、同意の上申し込みます。

氏 名(受講者自署)

# 本人確認書類・免許証等の貼付欄

次の書類のうち、<u>いずれか1点の写し</u>をこの欄に貼付けてください。 (この枠下側へはみ出して構いません)

- ■法令等に基づき公的機関、団体などが発行したもので、氏名、生年月日の記載があり、かつ鮮明な 顔写真付きで有効期限内の証明書
  - ·運転免許証【 両面 】
  - ・日本国旅券(パスポート)【 顔写真・氏名・生年月日が載っている面 】
  - ・住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る) 【 両面 】
  - ・個人番号カード(マイナンバーカード) 【表側(顔写真が載っている面)のみ 】※個人番号は不要です
  - ・労働安全衛生法の各種免許証・技能講習修了証(顔写真付きのものに限る)【 両面 】 ※受講資格1、または8で申し込む場合、提出する修了証の写しが顔写真付きであれば本人確認書類は不要です。

前ページの業種と事業場規模と事業場の労災保険については、下の表から番号を選択して受講申込書にご記入ください。

### く業種>

-			
ĺ	製造業	鉱業	港湾荷役業
	0101 食品製造業	0201 土石採取業	0601 港湾荷役業
	0102 繊維製品製造業	0202 その他	林業
	0103 木材・木製品製造業	建設業	0701 林業
	0104 パルプ・木製品製造業	0301 建築工事業	官公署
	0105 印刷•製本業	0302 土木工事業	0801 官公署
	0 1 0 6 化学工業 0 1 0 7 窯業・土石製品製造業	0303 設備工事業	清掃業
	0107 黑耒•土石农品农运采	771	
			0901 清掃業
	0109 金属製品製造業	交通運輸業	ビル管理業
	O 1 1 O 機械器具製造業	0401 交通運輸業	0902 ビル管理業
	O 1 1 1 電気機械器具製造業		
	O 1 1 2 輸送用機械器具製造業	陸上貨物運送業	その他の業種
	0199 その他	0501 陸上貨物運送業	0999 その他

# < 事業場規模 > ※企業全体ではなく、事業場についてご記入ください

1	2	3	4	5
300人以上	100~299人	50~99人	10~49人	9人以下

### < 労災保険 >

所属事業場において、労災保険が適用されていれば「はい」に ○ 印をご記入ください。

申込書2枚(<u>1枚目事業場証明印、2枚目写真貼付・署名・本人確認書類貼付</u>を忘れずに)、および受講資格に係る必要書類を添付し、下記送付先へ郵送ください。

<送付先> (開催会場ではありません)

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6 東京安全衛生教育センター 受付担当 宛

# 申込書送付チェックリスト漏れの無いよう、送付前にご確認ください

–	
アヘボテ	
大枠内全てご記,	
口 大枠内	
:	
(1/2)	
受講申込書	

(下表の受講資格区分1を除く)	
証明(下表	
甲による	
代表者の押	
△事業場作	
実務経験の事業者証明欄へ事業場代表者の押印による証明	
口 実務	

受講者の顔写真貼付、受講者署名、本人確認書類の貼付 ※顔写真はこの申込書の他、申込受付完了後にセンターよりお送りする受講票へも貼付して頂きます、お手元にも1枚ご用意ください 受講申込書 (2/2) :-

7

下表、および 要項「4. 受講申込方法」を参考にご用意ください 受講資格証明書類……  $\sim$ 

	受講資格区分 受講資格区分	実務の事業者証明	添付書類等
1	1. 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	InV	石納作業主任者技能講習修了証の写し(表裏両面) ※受講当日に原本を持参してください。
1	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の謝程又はこれに相当する課程を修めて卒業し		
<u> </u>	学校教育法による短期大学 (修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む)にお   いて、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程 (夜間において授業を行うものを除く) を修めて卒業した後 (同		<u>卒業証明書 (原本)</u> ※亚弗 21 年に図- <del>並お学が</del> 1 巻1 七七十層終3
	3-  法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4. において同じ)、建築に関して三年以上の実務の経験を有す     る者		※十次、21 牛公単に当ぶ子がスチンごろらぬ寛が・ 目証明書(原本)もしくは故簿[明書(原本)も添付・フィギュ・・
	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、建築に関する正規(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	建染美济灰事燃贴明	ひくく/ごごい ※卒業証書ではありません
	4. の課程入はして11に相当する課程を16の(今業した後、建築に関して12件以上の実物が強硬を有する者(3. に該当する者)を除く)		※コピー不可
	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業 5-  した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者		
-	6. 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者		不要
	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して五年以上の実務の経験を	石綿含有建材の調査業	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定
		務従事歴証明	登続に(表表向固)、人は登録講習修了証の写し ※受講当日に原本を持参してください。
	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十   🖘	工组今右建材の調本業	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し
	8.  二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(平成 18 年 3 月 31 日以前の修了者)で、建築物石綿含   '立神神   左神मば称 - 881 - フェケル しの中数の心でをナニュラ 来	がでするでいる。	(表裏向面) ※巫罪ルロロー FF ナギ は会り アイボナい
			※X部川口が木のJa≫O~~/co~。 ササイサイード+テffl(チャト~ flii
	9. 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者		建築元四階の辞令の写し
-	10 環境元政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して二年以上の実務の経験を有する者	(右記の書類が添付で	石綿飛散坊上にかかる担当部署の辞令の写し
, ,	十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛	きない場合は、該当業務	産業安全・労働衛生専門官の証票の写し
		の従事性証明)	又は辞令の写し
•	12. 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者		労働基準監督官の辞令の写し等